

## — ミニコミ 北陸版 —

### 被扶養者異動届の提出はお済ですか？

春は、ご家族の異動が多い時期です。就職や結婚などで被扶養者に異動があったときや、年金やアルバイト、パート収入が基準額を超えたときなど、扶養しなくなった場合は届出が必要です。



被扶養者から削除漏れとなった場合、1人当たり5万円近い後期高齢者支援金を、保険料から余分に支出することになりますので、貴重な保険料を大切に使うためにもご協力をお願いいたします。

つきましては、該当された方は「被扶養者異動届」に保険証を添え、事業所を通じて提出をお願いいたします。なお、毎年行っております「被扶養者再確認調査」については、5月下旬頃に行う予定にしております。詳細につきましては、改めてご案内いたしますので、必要書類等の提出にお手数をおかけいたしますが、よろしくをお願いいたします。

### 健康保険限度額適用認定証

今までは70歳未満の被保険者・被扶養者の方が、入院の際に、医療機関へ「健康保険限度額適用認定証」を、提示することによって、高額な費用負担が自己負担限度額までに軽減される仕組みとなっていました。

●平成24年4月1日から、高額な外来診療を受けた場合にも使用できるようになりました。これにより自己負担限度額を超えた分については、窓口で支払う必要がなくなります。

すでに「健康保険限度額適用認定証」をお持ちの方は、有効期限内であれば外来受診であっても、そのまま使用することができます。再度申請する必要はありません。

#### 自己負担限度額

標準報酬月額により一般所得（530千円未満の場合）と上位所得（530千円以上の場合）があります。

- ・一般所得の場合：80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
- ・上位所得の場合：150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%

※70歳以上の方は「高齢受給者証」を提示することによって自己負担限度額までの支払いとなります。

### ジェネリック医薬品を上手に使おう！

#### なぜジェネリック医薬品なの？

新薬として長い間使われ特許期間終了後、その新薬と同じ量の有効成分を含み、効き目や安全性も国の厳しい品質基準をクリアし、認められているものです。特に大きな違いは、その価格にあり、おおよそ新薬時の半額ほどとなり、当然、窓口での負担も軽減されます。



#### ジェネリックを処方してもらうためには

受診時に医師や薬剤師に相談することが大切です。とはいったものの、なかなか相談しにくいものです。そこで、今年1月に配布しました「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証に貼って、医療機関や薬局の窓口で提示するのも良いでしょう。



### 健歩の集いを開催しました

4月15日（日）、富山県中央植物園（富山市婦中町）において富山地区の健歩の集いを開催しました。

青空のもと13社69名の参加があり、約300メートルにわたるソメイヨシノの並木道や広い園内を家族連れらが歩数計を身に付けて散策し、ウォーキングを楽しみました。終了後に歩いた記録票を提出していただき、あらためてご自分の歩数を確認されていました。

なお、石川・福井地区の健歩の集いは、5月20日（日）に鴨池観察館・加賀フルーツランド（石川県加賀市）にて開催します。

